

## 第2回 軽井沢町宿泊税検討会議 会議録

1. 開催日時 令和6年9月18日（水） 15:30 ～ 17:06

2. 開催場所 軽井沢町役場 第3・第4会議室

3. 出席者 委員：坂野委員、佐藤委員、鈴木委員、田村委員、新見委員  
原口委員、本島委員、油井委員、由井委員、和貝委員

オブザーバー：軽井沢プリンスホテル 竹鼻様

軽井沢厚生施設管理者協会 石井様

万平ホテル 佐々木様

万平ホテル 西川様

事務局：土屋町長、小池副町長、石原税務課長、  
佐藤まちづくり推進室長、青木町民税係長、  
町民税係神津主査

### 4. 次 第

- (1) アンケート集計結果 について
- (2) 長野県の動向について
- (3) 使途（素案）について
- (4) 税率・税額（素案）について
- (5) 免税点・課税免除（素案）について
- (6) 課税客体等（素案）について
- (7) その他
  - ①今後のスケジュールについて
  - ②アンケート（案）について
  - ③その他

### 5. 内 容

#### 【事務局】

皆様お疲れ様でございます。本日はお忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。

それではただいまから第2回軽井沢町宿泊税検討会議を開催いたします。まず、議事に入る前に、少々お時間をいただきまして、前回の会議で公務出張中でありましたこ

とから、本日改めて土屋町長より皆様方に挨拶を申し上げますのでよろしくお願いいたします。それでは、町長お願いいたします。

【土屋町長】

皆さん、こんにちは、町長の土屋でございます。この度は宿泊税検討会議ということで皆さんに委員をやっていただきまして、そのお礼も兼ねてというか実際これからいろんな大変な議論を重ねていただくわけですが、直接ご挨拶をしたいと思ひまして時間をいただきました。

昨年12月の議会で宿泊税の検討をするということで表明してから、内部の検討も重ねてきております。また、ある程度具体的に考えていくには、役場内だけでは当然片手落ちですし、あとは県も独自課税を考えており、我々以外でもですね、県内で4市町村検討しているということで、連携をとりながら今まで進めてきておりますので、改めてこれから本格的なことを検討するにあたって皆様のお力をお借りしたいと思っております。言うまでもなく軽井沢は国際親善文化観光都市で、保養地でもあります。軽井沢に来ていただいた方に、再び来たい、または長期滞在を目的としてですね、宿泊税は目的税ですので明確にして何に使われて、どういうふうになったという結果をきちっと報告するという責任もありますので、その前にこういうことがふさわしいのかということから皆さんと議論させていただきたいと思ひますし、また使う目的もそうですけれども、いろいろと事業者の方にまたお手伝いいただくわけですから、その方々がどういうところに使いたいとかですね、またはお客様の意見を踏まえて、しっかりとこれから進めていきたいと思っております。行政だけですと当然偏った考えになってしまいますので皆さんから、また宿泊事業者の方という一言に言っても幅広くいらっしゃいますし、当然価格帯、それから対象とするお客様ですとかその他ですね、目指しているところとか大事にしているところとか違うと思ひますし、そういった観点からもお願いしたいと思ひます。

それから観光協会の皆様、商工会の皆様、様々なご意見をいただいてまとめていきたいと思っております。長野県の中では軽井沢含めて5市町村なわけですが、連携よく協議しながらですね、やってはおりますけれども、またそれぞれの市町村も状況が違うので、そのあたりはこれからは調整しながら、また県が今、考えているところとも調整しながらですが、軽井沢町の方針案は最初からはっきりしておひまして、軽井沢で宿泊税を払ってもいいよというお客様たちは軽井沢の魅力がさらに増すために払っているのだと、これは県に申し上げてるのですけれども、税金というのは義務かもしれないけど、一方では権利の行使なのですと、収めることで軽井沢を綺麗にしたいというための権利の行使である、それは侵害しないよということを伝えます。それから軽井沢だけじゃなくて、基礎自治体がどうやってやれば、それぞれの魅力が上がるということは一番よくわかっているわけですから、それは基礎自治体に基本的には任せるべきだということは、はっきりと申し上げております。

そういう中でこれからですね、一方ではいろんな課税にともなう実務とか、そういう中での大変なところですか、価格帯によって減免するとか、または課税すべきじゃ

ないとかいろんな他の自治体からの意見もあつたりします。そういうことを踏まえて、目的をしっかりと見据えて効果を果たしていけるような形に持っていきたいと思いますので、皆さんのお力をお借りしたいと思います。

ぜひご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。町長は別の公務のためここで退席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

はい、それでは改めまして本日の委員会は委員 10 名全員の出席をいただいております。また、本会議設置要綱第 6 条第 2 項の規定によりまして、委員以外の出席者としたしまして、4 名の方をオブザーバーとしてご参加いただいておりますので後ほどご紹介をさせていただきます。

続いて報道機関と傍聴の皆様へのお知らせでございます。携帯電話などをマナーモードにするなど音のでない設定にさせていただくとともに会議中におきましてはお静かにお願いいたします。また、報道機関の方以外の写真撮影はご遠慮いただいておりますのでよろしくお願いいたします。

会議資料、議事録につきましては後日、町ホームページ上で掲載いたしますので SNS 等での発信は行わず、個人の利用の範囲内でのお持ち帰りとしていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上報道機関と傍聴の皆様へのお願いでございます。

次にお手元の本日の資料の確認をお願いいたします。初めに本日の次第、それから資料 1 としまして、宿泊税導入検討に関するアンケート調査結果、次の資料 2 といたしまして、第 2 回宿泊税検討会議資料、次に資料 3 並びに参考資料といたしまして、軽井沢町宿泊税の制度概要検討資料、資料 4 といたしまして、アンケート案以上でございますが、もしお手元に資料が足りない方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは続きまして本日のオブザーバーの方 4 名をご紹介します。恐れ入りますが、私の方でお名前をお呼びいたしますのでご起立いただきまして簡単に自己紹介の方をよろしくお願いいたします。

(オブザーバー紹介省略)

**【事務局】**

ありがとうございました。オブザーバーの皆様には、後ほど委員長の案内によりまして、発言する機会を設けておりますので、その際にご意見をお述べいただきますようお願いを申し上げます。それ以外につきましては、議事の進行を見守っていただきますことをお願い申し上げます。

**【委員長】**

それでは私の方で進行させていただきます。議題に入りますが、本日議題の数がご

ざいます。最初に1番のアンケート集計結果でございます。こちらについて事務局の方から簡潔に説明をお願いいたします。

**【事務局】**

それはお手元の資料1をご覧ください。宿泊税導入検討に関するアンケート調査結果になっております。2ページ目ですが、調査の概要となっております。8月1日から8月31日まで町内の旅館業法または宿泊住宅宿泊事業者の届け出のある町内の宿泊施設353件、こちら返戻分を除いた数になりますが、アンケート対象にいたしました。回答数は95件26.9%となっております。

続いて3ページをお願いいたします。こちらが施設の種類について教えてくださいという問いの回答になっております。

続いて4ページをお願いいたします。こちら、部屋数について回答いただいたものです。

続きまして5ページをお願いいたします。こちらは宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数についてご回答いただいたものとなっております。

続いて6ページをお願いいたします。料金形態ですね、料金区分ごとの宿泊料金区分ごとの宿泊者延べ者数についてのグラフとなっております。10,000円以上が80%を占めている状態です。

続きまして7ページをお願いいたします。7ページから9ページは施設ごとの内訳となっております。

続きまして10ページをお願いいたします。こちらが宿泊税を導入した場合の宿泊者数の減少などの影響があると思いますかという問いに対する回答となっております。真ん中の棒グラフが回答数95件を100%とした場合のそれぞれの割合となっております。下のグラフですけれども、回答に対する施設ごとの内訳件数となっております。

続いて11ページになりますが、こちらが主なコメントを掲載してございます。

続いて12ページ、こちらが宿泊税を導入した場合の税額についての回答となっております。

13ページですが、その問いに対しての主なコメントです。

14ページですけれども、宿泊税を導入した場合の課税免除についての回答となっております。こちら課税免除を設けた方が良い、宿泊料金のみの方のみ課税免除を設けた方が良い、修学旅行などに参加する学生引率者のみ課税免除を設けた方が良い、この三つを合わせまして何かしらの免除を設けた方が良いという回答が58%となっております。

続いて15ページですがそのコメントになります。

続きまして16ページになりますが、軽井沢町が独自課税をすることについての回答です。こちら軽井沢町で独自課税をし、軽井沢町内の観光振興等の施策に活用した方が良いという回答が56%となっております。

続いて17ページがそのコメントになります。

18ページですが、宿泊税の使い道として望ましいものを教えてください、こちら複

数回答可としております。下の点線四角ですがその他のご意見として記載してあります。

続いて 19 ページですが使途に関する施設ごとの件数をグラフにしたものとなっております。

20 ページ 21 ページは参考としてアンケートを載せております。アンケート集計結果については以上となります。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。ただいまアンケート結果について説明いただきました。これにつきまして質問ございましたらよろしく願いいたします。このような結果になったという集計結果でございますが確認などを含めてありましたら、よろしくお願い致します。あくまでもこのようになりましたということでございます。

またもしですね、細かいところでちょっとここもう 1 回説明して欲しいところがありましたら、後日とかメール等で聞いていただいても結構かと思えます。あまり回答率は高くはなかったわけです。いろんな意見があるという中、そしてまた使い道については割と、私も「なるほどな」、と思ったんです。いわゆるハード系ですね、きめ細かいトイレとか駐車場とかそういうところの声が強いつていうのが多かったかなというふうに感じております。議題も多いので先にそれでは進めさせていただきます。また最後に何かありましたら聞いていただければと思います。

それでは大変気になります。「長野県の動向について」でございます。これについて事務局の方から説明をよろしくお願い致します。

**【事務局】**

はい、お手元の資料 2 をご覧ください。まず 2 ページですけれども第 1 回の検討会議の振り返り。そして少し進みまして 4 ページ、長野県の動向についてご説明いたします。5 ページになります。報道等でご承知のとおり、現在長野県でも観光振興税として宿泊税を令和 8 年 4 月からの導入を検討しております。県の方からはお示しできる制度の詳細は出ておりませんが、令和 6 年 3 月の長野県観光振興財源検討部会の報告書が公表されていますので 5 ページはその抜粋となります。

長野県の観光の方向性としては、世界水準の山岳高原観光地作りの推進ということで、中段には、県と市町村の役割分担、こちら左側が県、右側が市町村の役割また下段には市町村主催で実施することが想定される施策例を記載してあります。現在のところお示しできるものが特にございませんので、長野県の動向については以上となります。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。まだなかなか県の方もですね、具体的なものについては公表がまだされてない。内部でいろいろ検討しているということのようで、今の段階でのこういう資料だということでございます。ただいま説明がありました県の動向の資料等につきまして何かご質問等ございましたらよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。はい、A 委員。

**【A 委員】**

県がどれくらいのがスケジュール感で考えているようだという今の段階で言えることがあれば。

【小池副町長】

すいません、副町長の小池です。令和8年4月の導入を目指すということは、県の方は公式に表明しているところです。6月の時点でそれも表明しているというところでそこに向けてのスケジュールというものは、あまりまだちゃんという形でというのは正式には示されていないところでございます。

ただこの検討部会の報告の中でもですね、こうした独自課税をする私どもを軽井沢町他4市町村になりますけれども、他の調整もあるということから、早期に県の制度概要を示しなさい、ということがこの報告に盛り込まれている内容になってございます。ということから推測して令和8年4月1日の導入ということを考えますと、そろそろですね、県の制度はあの報告が出てから半年になってきますので、そろそろ出るのではないかとというふうに私どもは思っておりますが、まだ正式に県から連絡をいただいているわけではございません。多分県議会がありますのでそういうタイミングで発表していくと思いますので、今回の9月の県議会っていうのが確か今月下旬の26日ぐらいから再開されると思うんですが、そこら辺の対応が一つのタイミングかなというふうには私としては考えています。そうしますと次回のこの検討会議の場では県の案を踏まえた中で具体的な町と県との意向で見る、県税分がどのぐらい町税がどのぐらいというふうな議論も含めて制度設計の議論ができるのかなと思ってます。今日のところは、町としての一旦の考えをご説明させていただいた意見を踏まえていただきまして、その上で次回にきちんとした検討をそれも含めてできるのではないかと、これはちょっとすいません、私の観測も含めた発言になりますけれどもそんな状況でございます。

【委員長】

ありがとうございます。若干補足いたしますと、後ほど参考資料、これの説明があるかと思うんですが他の自治体の事例を見ますと、一定ではありますが大体施行の1年ぐらい前に議決をされているケースが多いとしますと、軽井沢町であれ長野県であれ、来年の3月議会で議決するか遅くとも6月議会におそらく議決しないと、総務省の同意も必要ですし、またいろんなパターンや周知を図ると、県の制度ですね、周知を図るということもありますんで、その辺になる可能性がある。そうすると副町長さんがおっしゃられたように県の方もこの9月議会でいろいろと具体的なものが出される可能性が高い。それを踏まえつつ、町としていろいろこれからすぐに次回第3回目がかかなり本格的な議論といいますか、皆さん方にご意見を賜りたい。もちろん事前に極力資料を提供しながら、町として望ましい形を示していくのだという推測でいいですよ、ということですね。他よろしかったでしょうか。いずれもちょっとまだ県がどういうふうになってくるのかって見えてないところございますので、町も含めて本当に県の9月議会の動向を注視する必要があるかというふうに思います。

はい。それでは引き続きまして、今の段階のあくまで素案、たたき台ということか

と思いますが、議題の3でございますが使途の素案について、こちらを事務局の方から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは資料の続き7ページをご覧ください。こちらは使途の素案についてになります。政策項目を「美しい村」「安心と安全」「快適な旅」また第1回目の会議では記載がございましたが、一番下のところ段に調整経費広報経費と事業例を挙げております。

この一番下の事業例の特別徴収事業者に対する報奨金は、先行自治体を参考にしていきたいと考えております。

また、第1回目の検討会議でも出ましたが、使途に関するアンケートのその他の記載にもありました、労働者の確保や人手不足を解決できる施策も何かしら検討していたらと考えております。

使途の素案については以上です。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。先ほども少し説明がありましたがアンケートの関係ですね。観光資源の整備強化、数的には観光資源の整備の強化のところが一番多いですかね。その次が公衆トイレの整備ですとか宿泊施設の施設改装、バリアフリー化等そういうところが多くまた個別にいろんな意見が出ているというところでございます。それではこの使途について、あくまでこれはアンケート結果をまとめたというところでございますけど何か各委員の皆さんからご意見とかご質問ございましたらよろしく願いいたします。はい、B委員。

**【B委員】**

こちらうまくカテゴリーに分けていただいて見やすくなって良いと思うんですが、ちょっと気になったのが、今回この宿泊税を導入しなかったとしても、本来町でやるはずだったものっていうのはここに含まれていると思うんですが、そういったものが宿泊税の税収が見込めることによって、本来の町の税収としてやるべきだと思う事業が宿泊税の税収の方でやるものとして移行されてしまうのであれば、何かあんまり宿泊税を新に設ける意味がなくなってしまうんじゃないかなと思うんです。そういった項目がこの中にいくつかあると思ひまして、そのあたりは今後しっかりと議論していかないといけないのではないかなと思ひました。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。これにつきまして事務局の方からお願いいたします。

**【事務局】**

はい、ご意見ありがとうございます。確かにこの事前の項目を見る上で、委員言われるとおり、一般財源として通常の税収で扱う事業に見える部分もあるんじゃないかというご意見かと思いますが、基本的にこの宿泊税を導入するにあたってはですね、この項目で一般財源として見える内容につきましても、ここまでは既存のものだけど、さらに新しいものを導入していく、そのために税を徴収させていただいて事業を執行

していくという形が、基本的なスタンスですので、こちらについては今後このアンケート結果の項目になっておりますので、具体的に事業につきましても、委員の皆様方からもちろんご意見をいただきながら進めていくものだと考えております。以上です。

**【委員長】**

ありがとうございます。ただいまのB委員の意見大変重要なものでして。例えば病院の夜間休日救急外来これは当然必要じゃないかというのも入っているわけです。ただそういう場合にどのように町としてちゃんと説明できるかですけども、従来であれば7000万程度で考えたものを、最後この支援によって例えばオーバーツーリズム関係があるので、9000万出すとかですね、例えばそういう説明をちゃんとできるのか、あるいはもちろん新規にこういう形で使っていることがちゃんと説明できるのか、まさにこの議論の中、そして、実はこの検討会議のあとで税がまさにできた段階以降ですね、しっかりとした検証、そしてまた特に観光事業者の皆さんからいろんなご意見をいただくということが、おそらくいただき続けると、そうやってチェックすると、そしてそれがちゃんと宿泊事業者、そして町のためになってるかっていうことが納得いくかというところをですね、説明していく責任がまさにあるかと思えますんで、またそれは引き続きしっかり議論していきたいと思っております。

はい、ありがとうございます。他いかがでございましょうか。使途のところは重要なところでありますが、何か今の段階でこうだというのがございましたらよろしくお願いいたします。よろしいですか。おそらく使途の話は次回以降もですね、最後まで続くと思えますんで、また繰り返しいろんな観点から意見をいただければというふうに思っております。一応ここまでが、いわゆる全体的な話といいますか、この後に制度設計の話を素案に入っていくわけですが、その前に今回オブザーバーの皆さん来ていただいております。それぞれですね、時間の関係もありますが簡単にご意見等あるかと思えますので、私の方から指名させていただきますんで、順次ご発言いただければというふうに思っております。

オブザーバーA様お願いいたします。

**【オブザーバーA様】**

はい。アンケートの方は私が回答いたしましたので、回答は頭に入っておりますが基本的には賛成です。軽井沢町が税を徴収するということについても賛成です。軽井沢の観光もより良くなることを私どもも願っておりますし、これでお客が増えて我々の商売も町の財政も潤っていくということは非常にいいことだと思うので、賛成でございします。そういう立ち位置で私はいます。

あともう一つだけちょっとお話をさせていただきたいのは、これ多分うちだけじゃなくていろんな施設さんが皆そうだと思うんですけど、この税金を徴収するために宿泊のシステムをですね、いじらなきゃいけないんです。これがすごい金額が高くつくものでございまして、これは規模によっても違うかもしれませんが、徴収するものだけが負担を受けてしまうっていうのがよくないなというふうに感じておりますので、その辺の何か補助みたいなものが考えていただければ、もっと議論が進むのかなという



ふうに思っております。以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございます。一括して事務局の方からお答えということにさせていただきます。それでは続きまして、オブザーバーB様、お願いいたします。

【オブザーバーB様】

はい、私達この組合団体っていうのは、企業・会社の厚生施設で運営してる形。あとは学校の合宿ですとか、研修ですとかそういうのに使われていますのでこの宿泊税に関しましては、ちょっと考え方っていうか、ちょっと違うんじゃないかっていう意見です。ただ保健所の方で宿泊とか食品衛生許可を取っていますので宿泊用となっていますけど、宿泊税に関しましてはやっぱり厚生施設で会社から補助が出てますので、それでお客である従業員とか社員は利用されてると思うんですね。なので私個人的な話になりますが、別件で施設ごとにそれぞれで考えておりますが宿泊税に関してはちょっと違うんじゃないかなと考えております。

【委員長】

ありがとうございます。続きましてオブザーバーC様お願いいたします。

【オブザーバーC様】

はい、〇〇でございます。先ほどオブザーバーAさんも言われましたけども、システムを導入するのに非常にお金がかかる。ここにはおられませんけれども、外資系のホテルとかですと、外資のシステムを使っているとすごくお金がかかってしまって日本で使っているシステムよりはだいぶかかるので、その辺はどうなのかなという議論もありました。

それと皆さんいろいろ項目を出していただきましたけど、大体税収ってどれぐらいを見込んでおられるのかなっていう。これが全部できちゃうのか、全然足りないんじゃないかっていう場合もあると思う。そのあたりはどうお考えになっておられるのかなというのは疑問に思ったところです。

ちょっと残念だったのは、やっぱりホテルが一番税収を取ってくるところだとは思いますが、そこに最初に何かご説明があったら非常に良かったかなというふうには思います。後から聞きましたので、私もいろんな都市でホテルやってきましたので、宿泊税があったホテルもありますので、そんなに反対するわけではないんですけど、そのときはホテルには最初にお話があったので、ちょっとそこは残念だなと、これあの意見ではないんですけど私の体験とうちのオーナー会社がございまして、オーナーも同じような意見でありましたので、これはぜひ伝えてほしいと言われておりますので、ちょっと残念だったなというのはこちらで伝えさせていただきます以上でございます。

【委員長】

それでは続きましてオブザーバーD様、お願いいたします。

【オブザーバーD様】

ありがとうございます。限られた時間だと思いますんでなんですが、今回のこの宿

泊税導入基本的にはもちろん賛成ではありますけど、入り方といいますか。どう一般財源が足りないから宿泊税で補う、というそこから始まってるような気がして、本来軽井沢町としては、その観光地産業に関してどういうふうにしていくのか。そのために宿泊税を導入して、こういう主張をすると進める流れが普通じゃないかと思うんですね。

そういう意味ではちょっと丁寧さが足りないんじゃないかというのが正直なところですが、今回のアンケートにしてももちろん回答はしましたけど、導入ありきのアンケートに思えて、例えば定額か定率かなんていうのはありましたけど、どういうそれぞれメリットがあるのって我々ちょっと携わって、ある程度承知してるんですけど、全くわからないというか、内容がわかってない宿泊事業者さんもちろんあると思いますし、それが3分の1弱の回答率にあるんじゃないかっていうふうに思います。県との関係について、なんだろう、町税の方が、町独自の方がいいというような内容に捉えますし、勝手なこと言いますが最終的にですね、さっき皆さんがおっしゃったようにそのシステムを改修に関わる費用はどうするのと同じように、〇〇市は50%ぐらい負担したみたいですけど、逆に言うと特別徴収義務者として、やっぱり金額よりもかかっていたと思いますんで、委員の中に〇〇さんも入っていますが、もう少しホテルの方にも説明があってしかるべきだと思いますし、逆に言うと徴収に関わる、なんだろう、もちろん自分もいろいろ説明もあるでしょうし、その辺のフィーはどう考えているのか議題の中に入ってこない。例えば個別精算した場合のクレジット手数料というのは、ホテルがそのまま被るのか、何%とか言い方はわかりませんがそういったフィーが支払われる自治体もあると聞いていますので、その辺のところもこの先問題になってくるかもしれませんが、お願いしたいというふうに思います。長くなりました。

#### 【委員長】

はい、ありがとうございます。様々のご意見、ご感想等も出しましたけどもこれにつきまして可能な範囲で事務局あるいは副町長も含めてご回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

#### 【事務局】

ご意見ありがとうございます。まずオブザーバーの方から率直なご意見いただいた中でまずオブザーバーC様からですね、普通であればアンケートの前にそれぞれ現実的な丁寧な説明があるべきではないかという、それが順番ではないかというご意見につきましては、私どもの方もですねそれなりのスケジュールを組んでいく中で、本当にやりたかった部分でございますが、今回は直接、町内ですね営業されている施設の皆様方にアンケートを送付してしまったという経過でございます。今後におきましては、やはりこういった検討会議の場を含めましてですね、しっかり丁寧な説明をしていきながら、皆さんに同意をいただきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。それからオブザーバーD様からご意見いただきましたが、私が先ほど言ったB委員の意見の回答の中で、今後

の使途の関係を考えていくとすれば、軽井沢町としましても、やはりその観光振興の分野からやはり物事を捉えていく、あとは町の方ですね。こういったものについてはこういう財源の現状だから、やはり新税が必要なんだよというものでございます。実際の先進地の自治体におきましては、やはり観光振興の分野からですね、新税の必要性を打ち出しておりまして、だから何々市、町では宿泊税を導入していきますよ、という具合で行っているわけです。軽井沢町におきましても先ほど町長の挨拶にもありました通りですね、やはり最終的には観光振興の分野に繋がっていくものと捉えておりますので、今後この検討会議を始め、それから宿泊事業者の皆様方、それから関係団体の皆様方にはですね、先ほど何回も申し上げておりますが、丁寧な説明をさせていただきながら、やはりこの新税そのものがですね、町の観光振興など、やはり魅力を上げていくという考えを持ちつつ進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。それからオブザーバーA様それからオブザーバーB様の方からいただきましたご意見につきましては担当職員の方から説明させていただきます。

#### 【事務局】

まずオブザーバーA様とオブザーバーC様の方からもご意見いただきましたけれども、システム改修の補助金と言いますか、そういった点につきましてはちょっと今この場で「それも考えます」とはっきり申し上げられないんですが、先行市町村の事例等をよく調べさせていただいて可能な限りで対応できるように考えていきたいと思っております。

それからオブザーバーB様からのご意見いただきましたけれども、やはり厚生施設の方はですね、研修ですとか、学校ですと学生さんの林間学校ですとか、そういったことにほとんど使われる施設であるというふうには認識しておりますので、今後の税率税額のところでお話あるかと思うんですけれどもできればそういった研修ですとかそういった低料金で宿泊されているところについては、免税点みたいなのところも考えていかなければいけないのではないかな、というふうに事務局としては思っております。以上です。

#### 【委員長】

ありがとうございます。副町長よろしいですか。

#### 【小池副町長】

はい、システム改修の件ですけれども町としても考えていかなきゃいけない補助金等ですね、改修費の負担というところは考えたいと思っておりますけれども、一方で先ほど申し上げたように県の方が県宿泊税を令和8年4月から導入するっていうことが、これの分も合わせて多分システム改修が必要になってくるのではないかなと思うんで、まずはちょっと県に助成してもらえないかなっていうのをお願いしてくっているのがあって、その上で県の助成が出た上でうちもその分まだ足りない部分があればというところも考えられるかなと思いますので、全県的な仕組みの中でそれぞれ特別徴収義務者である宿泊事業者の皆様がですね、ぜひ助成をお願いしたいなということで県の方にも強く要望していきたいなというふうに思っております。以上です。

### 【委員長】

はい、ありがとうございます。ちょっと私からも若干コメントさせていただきますが、皆さん方おっしゃった本当にごもっともなところでございますし、また同じような意見は、実は昨年度私が委員長しました〇〇村の宿泊税の委員会でも出たところがございます。その中で特に大事なことは、しっかりと説明をするということで、手順がちょっと私も後手に回ったなと率直に感じます。ただそれは、だからそうではなく、これからしっかりですね、いろんな形で説明会とか勉強会とかですね、そういうのをやっていかなければ、なかなかこの制度が定着しないだろうと。これはしっかり町の方にやっていただく必要があるかというのが一つ。それから、これもご発言ありましたが、やはりその足りないからと取るのではなくですね、しっかりとした軽井沢町としての当然ビジョンあるわけですが、それをもうちょっとですね、より具体的にこういうふうやって、これから宿泊税を活用して、さらに観光振興をですね、このような形で進めていくんだというようなことを、もう少し説明するというか、そういうことが必要かと思います。皆さん方ご存知かもしれませんが、全国に地方自治の特別法でこのような観光地を指定してまして、この国際親善文化観光都市として、こういうふうになっております。これ全国で9つしかないわけですね。その中で、町村は軽井沢町だけですよね。

まさに73年前に住民の皆さんが、この特別法でこのような都市を宣言したということですね、この70年以上たって、これからまさに、この時代にしっかり体现していく、そのためのおそらく財源になるかと思います。さらにいろんな、ご意見をいただきながら、より良いものにしていくっていうのが多分、この検討会議のミッションかと思いますんで、ぜひまた忌憚のないご意見をいただければというふうに思っております。

### 【事務局】

すいません、先ほどオブザーバーCさんの方から税収の見込みをどのくらいで見込んでいるのかというご質問がありました。今後の税率、先ほど申し上げた免税点についてとかいろんなことを踏まえた上で、最終的にいくらになるかっていうところではございますが、当初は一律で取るといったところの中で考えている中では一応4億円から、税額の幅によるんですけれども、6億円ぐらいなところを見込んでスタートしているところでございます。すいません、ありがとうございます。

### 【委員長】

ありがとうございます。この金額については、まさに県とのせめぎ合いの中っていう変な言葉ですけど、その中で基礎自治体が、私個人としては、当然基礎自治体が本来主体となる税だと思っております。またいろんな議論の中でそれを決められると思いますが、その辺もまた県の動きを見つつ、町として主体的に考えていくことになると思います。ここから先税の制度設計に関わる部分となってくるわけでございます。今いただいたオブザーバーからの意見もですね、参考にしながら議論を進めていきたいと思っておりますので、これにつきまして資料の方で事務局から説明をお願いしたいと思

います。

【事務局】

それではですね、資料に戻る前に参考資料の方ですね、先ほど委員長の方からちょっと簡単にご説明をいただきましたけれども、こちらの総務省の方で同意を得た自治体のものです。同意が得られますと総務省の方でそういった報道資料としてそれぞれの宿泊税の課税の概要が発表になります。〇〇市の最新のものから、あと一番後ろは、8月6日に〇〇の〇〇村というところが宿泊税も総務省の同意を得ております。〇〇村というのは先行しております〇〇町ですとか、〇〇町のすぐ隣にあるものでございますし、近隣の市町村が取っているの、うちもといった形で考えていらっしゃるのかなっていうところでございますが、そちらに記載されておりますような課税客体ですとか課税基準、税率、徴収方法ですといったところですか、あと課税免除ですねこういったところを、この後また皆さんの方からご意見を伺いながら考えていかなければいけないなというところでございます。

それでは資料の方に戻っていただきまして9ページの方をご覧ください。税率税額の素案と免税店、課税免除の素案についてになります。

こちらの方ですけれども軽井沢町としては、一応定額制を考えております。その理由としては、率で取るということになりますと、宿泊業者の事業者の方に事務負担がかなり大きくなってしまいうところがございます、定額で考えたいということと、あと宿泊料金の施設によって幅が大変広いので段階を設けていきたいというふうに思っております。

それと先ほどちょっと申し上げましたけれども低価格な宿泊施設ですとか会社の寮ですとか補助があるということで、一定額のところはもう課税免除ということにしてもいいのかなっていうふうに考えております。一定額を課税免除にするというところで、修学旅行とかそういったところの免除は、別の免除を考えなくても良くなるのではないかというふうに思っております。

いずれにしてもですね、県側との最終的な調整が必要にはなってくると思うんですけれども、現時点で県税と合わせた金額という解釈にはなりますけれどもいくぐらいに設定したらいいのかっていうところを考えていただければなと思っております。

段階的な定額制については先行の市町村であります〇〇市ですとか、あと〇〇町ですかね。

こちらの方が大変参考になるのではないかなというふうに思っております。アンケートの結果では、税額の区分を設けない方がいいという意見を結構たくさんいただきましたけれども、料金の幅が広いというのと低価格のところは免税としたいというところがありますので、そこは段階を設けたいというふうに思っておりますが、そちらの方も最終的には委員の皆様からのご意見を頂戴したいと思っております。あと課税免除については、修学旅行などはほとんど課税免除がいいという意見もございましたが、先ほど一定額を免除にすることでそちらも対象になるのではという考えもございますので、そちらの方も含めてご意見をいただきたいと思います。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご質問、意見等ございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

【C委員】

まず長野県どのようになるかを見極めてからじゃないと、このような免税店を設けるとか、軽井沢と長野県の方針が違うということは事業者にとって負担が増大することでしょうから、まだちょっと早いような気はするんです。

【委員長】

はい、いかがでしょうか。

【事務局】

はい、ありがとうございます。C委員のおっしゃるとおりでございます。本日表示させていただきましたそれにつきましては、数回県との全体での調整の中でですね、軽井沢町として、県に対してある程度示している部分でございます。ですので町としてこういう考えがいいですよ、またそういうものをちゃんと先ほど県と5市町村がどういうふうに予定する中で、それぞれの自治体がそれぞれの考え方をですね、先行する長野県に示す状況でございます。ですので本日のこの素案につきましても町側の方でとりあえず県の方にお示ししているような状況の内容でございます。

今後におきましては、やはり県との調整の中で、やはりこっちはこうだけど、あっちはこうということがあってはいけないと思うんです。今後の調整になってくるかと思えます。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。なかなか特に具体的な数字はないし、ここには資料が出てませんが、実際には今いろんな自治体でいろんな情報が錯綜してますよね。

都道府県と市町村の間でガチャガチャみたいなニュースがその辺はどこまでのコンセンサスがあるのかと思いますが、なかなか〇〇県方式なのか〇〇県方式なのか、とかいろんなパターンがあるという、そういう意味ではこの先行自治体の事例のおそらく、多分10ページの方なんかにあれですよ、ここはまさに今やってるところはこうですよと。これをもしですね、例えばもちろん今の段階でこうした方がいいというご意見があればそれを言うていただくのは構いませんし、あるいは今後に向かってどのように考えるべきかとそれも含めてご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【D委員】

今のいろんなご意見の中で、県の方のお話の中で今まで聞いていた範囲内だと、免税がないというようなそんなことも聞いてはいるんですけど、私もちょっと情報不足なので、あんまり詳しいことはちょっとわかんないけど、ただそれだけのことを捉えて、軽井沢町は免税を考えてると。いろんな仕事の寮、学生の皆さんのことを考える大変ありがたいと思っております。その辺のその県とのかみ合いっていうのは、何か非常になんていうんでしょうね、不安だしちょっとどういう棲み分けというか、関係

が、徴収する方にはちょっとわからない。参考にするとはいっても、その県が先ほど申し上げたように、免税がないというようなことを聞いて、それはちょっと明確じゃないかなと、それはどういう方向で県は考えているのでしょうか。

【委員長】

こちらに聞くのもあれかもしれませんが、

【事務局】

はい、すいません資料3と書いてある「軽井沢町宿泊税の制度概要検討資料」というのをご覧いただけますでしょうか。先ほどの説明で課税客体の方説明が漏れてしまいましたけれども、こちらは必ず県と統一するというふうには思っているんですが、一応旅館業法に規定するホテル旅館、簡易宿所と、あと住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設ですね、こちらの方は保健所の方に届け出が出ている施設という形になりますので、こちらの届け出が出ている施設にお泊まりになる方が対象になりますというのが前提になります。

それで皆様に考えていただきたいのがこの税率の部分と非課税事項って書いてあるところのところです。例えばですけども、県や町がいくらだっというお話なんですけど、徴収自体は町で一括して行うことになりますので、例えばここも〇〇市で書いてあるように、2万円未満が200円、2万円以上500円ってあるんですけど、こちらの200円のうちの50円、500円のうち50円が県税分っていう設計になってるんですけど、宿泊者の方は200円をホテルなり宿泊業者に支払い、宿泊業者の方はその200円を町に払っていただくという形になります。県税の部分については、町の方で県税分を分けて、町から県の方にお支払いするという形になりますので、県税分を分けて宿泊事業者の皆さんが払わなければならないということではないので、ちょっと難しいとは思いますが、全体としていくらかいいのかなっていうところをイメージして今日は考えていただければいいかなというふうに思っています。宿泊税として一体いくら払えばいいのかという、いくら負担していただくのかっていう観点で考えていただければ、その中で県税と軽井沢町の部分とどのような配分で分けるかっていうのは、これから県と軽井沢町の調整になりますので、そういった観点で考えていただければと思います。

【委員長】

はい、ありがとうございます。ちょっと確認ですが10ページの資料を見ると、例えば〇〇県は違うわけですね。例えば2万5000円のホテルだと〇〇市では500円払うけども、それ以外のところでは200円だし、〇〇市ではその200円を150円が〇〇市で50円が〇〇県だけと、〇〇市だと全部200円とかですね。あるいは、これ〇〇県がどう考えるかですけど、同じ都道府県でも〇〇町と〇〇町ではよく見ると税率違いますよね。そういうところで揃えなきゃいけないところと揃えなくても済むところがあるのかな。もちろん一般論で言えば、税は簡素な制度の方がいいという体験ありますけれども、他方で同じ長野県内でもやっぱり市町村とかによって事業者とか宿泊の形態が違う、もう修学旅行中心とかあるかもしれませんし本当に仕事の方ばっ

かりのところあるかもしれないし、そういう中でどうするかって、結構実は県も悩ましいんじゃないかと。77 市町村のことを考えるといろんな観光地あるんで、ただ我々が考えるべきは、軽井沢町として何がベターなのか意見を出していただけるのかなと。私の理解ですが、やっぱりそんな感じですよ。ありがとうございます。ということ踏まえつつ時間もございます。ご意見等をしたら今の段階の思いつきでも結構です。

【E 委員】

質問なんですけど、こちらの〇〇市とか〇〇町とかが 5 万円以上が 1000 円とかってあるんですけども、これは食事とかアクティビティの料金も含めてでしょうか。それぞれ朝食とか、それから食事、レストランは別に払うわけなのですけども、どんな感じなんでしょう。

【事務局】

はい、あくまでも宿泊料金という形になりますので、食事代はもちろん引かれますし、なんていうかアクティビティとか宿泊以外の料金は除いたところで計算していただくという形になりますので逆にそこが宿泊事業者の皆様にとっては込み込みでやってるのに、いちいち分けなきゃいけないのっていうところでちょっと厳しいかなというご意見が出てくるかもしれないんですけども、一応免税点もありますので、宿泊料金だけなので食事とかは含まない料金で設定していただきたいと思います。

【委員長】

これ全国の今導入してる、全てそういうことでよろしいでしょうか。あんまり細かいところまであれだったんですけど、そういう前提で日本の法定外目的税の宿泊税は現時点ではそういうふうに行われているという形です。

他いかがでしょうかせっかくの機会ですんでいろいろ疑問の点も。

【F 委員】

先ほど長野県の話はまだということですけども、私も旅行会社におりまして、修学旅行、かなり扱っているところに行かせていただいたんですけども、ちょっと質問なんですけど、軽井沢って修学旅行ってそんなにありますか。

【委員長】

これは事務局がいいのか、わかんないけどとりあえず事務局から。

【事務局】

まずすいません、どのくらいかっているのがあるんですけども、かつては結構、旧軽井沢に制服姿の方がいたりとかしたので、一定程度は修学旅行での利用されているのではないかなとは思いますが、現在どのくらいかっているのはちょっとこちらではわからなくて、修学旅行だけでなく、どちらかというと夏の林間学校ですとか、そういった利用の方が、もしかしたら軽井沢は多いのかもしれないなっていうふうに思っております。

【F 委員】

私も多分イメージでは、修学旅行でスキー場とかそのぐらいのイメージですかね。修学旅行と教育旅行の差っていうのが、すごいこれが曖昧なんですよ。



私どもは旅行会社の都合だったんですけども、教育旅行というのは例えばスキー講習だとか遠足とかいろいろ入ることで、修学旅行というのはまさに2年生か3年生の時に行くのが修学旅行ですので、修学旅行は公にされるので、大体わかるんですけども、ただ修学旅行という括りを見ると、そんなに軽井沢は少ないんじゃないかって思います。長野県を見ると私もよく長野県に修学旅行に行ってたんですけど、そういう意味ではそれがスキー講習とか修学旅行なのか、それとも合宿なのかというような、その区分を決めてしまうと、なかなか事業者側もなかなか徴収するのにかなり苦勞するんじゃないかっていう、これちょっと私の感想です。そういう意味では軽井沢が修学旅行の学生さんがどのくらい泊っているか、合宿のため泊っているかちょっとわからないんですけども、そういう意味では、実は〇〇（地名）は修学旅行とか教育旅行の減免とかないんですよ。ただ、〇〇市とか〇〇町とか〇〇町、私の感覚では修学旅行がすごい多いです。〇〇市とかも多いんですよ。なので、そこで宿泊税を取ってしまうと、学校の先生が修学旅行先から外してしまう、地元の合宿が外れてしまうという危機感が多分こういうことになってると思うんですけども、ただ〇〇（地名）の修学旅行もすごい多いんですよ。議事堂にいくとか多いので、でもそこで取ってないってことはそこら辺から税率の一本化みたいなことを考えてるそんな気がするんです。そういう意味では学生をどうするか、修学旅行なんか教育旅行なんかっていうことを、このことはすごい議論する必要があると私は思います。

**【委員長】**

ありがとうございます。これについて続けて今参考資料を見ていたら修学旅行その他学校行事に参加する者という言葉があるんですこれちょっと私もどういうことを意味するかわからないんで。

**【事務局】**

学校行事っていうのは先ほどおっしゃられた教育の授業かなっていうふうには思っております。それで〇〇（地名）の方を見ていただきますと、1万円以上ということで1万円未満が今、免税点ということで免除されているわけですね。修学旅行の宿泊料金がこれを超えるのかどうかっていうところで、〇〇（地名）はもしかしたら超える部分もあるのかもしれないと思うんですが、軽井沢町としてはこの宿泊だけの料金で1万円未満っていうの、もし免税点というふうに考えて設ければ、この修学旅行というところの人たちもそこに吸収されるといいですか、入ってくるのではないかなというふうに思ったりもしてるんです。なので先ほどおっしゃられたように、修学旅行なのか、何なのかっていう分けるところも宿泊事業者の方にはご負担かと思うので、できれば料金のラインで設定したところで分けるのが理想かなというふうには思っています。以上です。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。これについてもし他の宿泊関係の皆さんとは何か。お気持ちとかご意見等ございましたら、全く我々もちょっと実際はよくわかってないところもあるんで、何かご存知の方いらっしゃればいかがですか。

【D委員】

今のお話の中でアンケートに私もそれちょっと書かせていただいたんですけどやっぱりボーダーやっぱり一万円ですね。つまり一万円以下は免除にした方がいいんじゃないかっていう考えなんですけど一万以下はなんていうんでしょう。例えば逆に言うと、高い金額を払った場合は、今は「やっぱり軽井沢じゃなければ」というような意思が働いた場合は、やっぱり高くても行くんですよ。だけど例えば1万円は仮にです。修学旅行も考えて、1万円以下は免税。親御さんは、もうとにかく第1回の会議でも話しましたが、学生さんの親御さんの負担がとて大きいんです。ですから安いところ例えば合宿だとかいろんな宿泊に関しても、とにかく安いところがいいと。しかも軽井沢じゃなきゃ駄目だっていうようなものがなければ、他に行ってしまう可能性がとて強い金額だと思うんですね。

だから一つ、なんとしてもやっぱり1万円かなっていうような意見は出させていたでいていましたので、今事務局さんがおっしゃったように、お考えと同じかなと思ひまして言わせていただきました。

【委員長】

はい、ありがとうございます。この辺は県との都合もありますんで、ちょっとどういところにあるかってのありますがそういうご指摘どうもありがとうございます。他どうでしょうか。この制度設計について何か税率等々も含めて。

【F委員】

すいません、先ほどの〇〇さんが修学旅行があるのではないかってちょっと私推測で言ってしまったんですけど、実は〇〇のスキー場に私よくスキーしに行くんですけど、そしたらやっぱり学生がいるので、やっぱりいろいろ〇〇さんがあるんじゃないかなって、すいません思っただけなので、別に何の確証もありません。

【オブザーバーA様】

ゼロではないですが、年々減ってます。やっぱり。スキー場に来られてる、そのゼッケンつけた学生さんたちは、ひょっとすると〇〇じゃないところに泊まってスキーに来られてる場合もあるので、一概に〇〇のお客様というところでもないと思います。

別に年々減ってきてるのは何をしてるわけでもないんですけど、子供さんが減ってきてるっていうのもあるでしょうし、スキーが好きだったら軽井沢じゃなくて、もっと違うところを選ぶみたいなニーズもあるのかなというふうには思っております。

【委員長】

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。C委員。

【C委員】

先ほど申し上げましたように、県の数値が出ないときに免税をどうだこうだって議論するのは時間の無駄だと。一番最初にちょっと質問し忘れたんですけども回答数が26.9%非常に少ない気もするんですけども、このホテル旅館ペンション別の分母を教えてくださいませんか。

【事務局】

こちらの方でちょっとホテル旅館ペンション別っていう分母を持ってなかったの、最初にその種類を伺ったっていうところもあります。でも旅館業法の括りで言いますとホテルっていうのとホテル旅館っていうのと旅館っていうのと、あと簡易宿所っていうそういう分けでしかないんです。なのでペンションと民宿の方はほぼ簡易宿舎の中に入ってるのかなっていうところと、あと会社の寮とかそういったところも簡易宿所っていうところが多かったというところなんですけど、ホテルに全部ホテルが全部含まれてるわけでもなかったですし、その内訳を知りたいといった意味で、こちらでアンケートに種別を盛り込んだところです。アンケートが返ってきた部分の数字しかつかめてないというところです。

【委員長】

逆に旅行業法の区分ごとに、軽井沢はいくつありますという数字はあるんでしょうか。

【事務局】

あるんですけども先ほどアンケートのところでした説明はしましたが、送ったものが返ってきてしまった返戻分っていうのがありまして、それが実際は施設がなくて帰ってきてしまったものか、それともその貸別荘のようなもので宿泊事業者の方がそこにいないから戻ってきてしまったのかっていうちょっと判断がつかないものがあって正確な数字がちょっと出せないっていうのが現状です。

【委員長】

旅行業法の区分に基づくそういう統計というのはない、逆に言うとなんていいますよね。町ごと市町村ごととか。

【事務局】

ホテルとか分けて出そうと思えばきっと出せます。

【委員長】

せめてそこだけでも、まあこの区分とは違うんだけど旅行業法ではこうなってますっていうのはちょっと出せるのであれば。

【事務局】

わかりました。その 353 のうちの何がいくつかっていうのはちょっとお出ししたいと思いますが。ちょっとすいません今日はごめんなさい。

【委員長】

はい。ただ、いずれにしても推測ですけども大きいところの回答率の方が低そうだという事。比較的小規模のところの回答率が高そうだというのがこの住み分け。これも私の推測ですけども、いずれにしてもそこら辺のところはまたちょっと追加でお願いいたします。

はい、どの程度か本来はそれぞれの分野の分類ごとに回収率がどうだっていう数字が、わかると本当はいいんですが、なかなか正確にはちょっと難しい部分もあるんですよ。どこまで今の段階で具体的に議論すべきかは、確かにおっしゃる通りかとは思いますが、そうは言っても一応皆さん方の感じというか、こういうふうになった

らいいなというふうに今回一応聞いておこうということで、もちろんこれはこれから県との交渉もあるわけでこれから既に水面下も含めてですね。あるんだと思いますがやっぱり事業者さんの声がどうなのかっていうのは、やっぱり事務局として知っておきたいということでありまして、それが実現できるかどうかあれですけども、もし何か今の段階でご意見等こうなったらいいなとかこうしたらいいんじゃないかとか、ございましたら言っていただければと思いますが、いかがでしょうか？

なかなか町だけでやはり制度設計ができるのであれば、もう今の段階でもですね、少なくとも検討会議の中ではこうだっというのを作れるかもしれませんが、なかなかあの県というですね、相手が一方でありますし、また他方で他のあとの四つですか、そういうところの市町村との意見交換もあると思いますし、なかなか今の段階ではですね、ちょっとまとめられるものではないですし、おそらく先ほど来言っておりますけども、9月議会は、ちなみにいつからですか。

26日からだそうです。ですから今日は18日ですから、ちょうど1週間前ですね。1週間後に、県議会が始まるとそのときに所信表明的なことの中に少し盛り込まれるのか、あるいは一般質問とか常任委員会でどういうことか出てくるのか、おそらく新聞等に出てくると思いますんで、その辺の情報も見つつということだと思いますので、なかなか今の段階では事務局としてもこれ以上答えられないのかなもしれないけど、それでも何かこうした方がいいんじゃないかって、今の段階での皆さん方のご意見とかあればですが、よろしゅうございますか。

#### 【G委員】

お疲れ様です。そもそも論で多分昨年12月に町長が手を挙げたっていうのは、多分県より先に、あるいはどんどん進めなければ、先にやればフリーだということなんですけど、でも結局県のそういうところを待たなきゃいけないその辺の何かせめぎ合いってのは、今後どうなっていくんですかね。何か先に手挙げて配分をね、こういうふうにするっていうことをちょっと聞いたことがあるんですけども、その辺がどうなのかなと、もしわかれれば。

#### 【委員長】

ちょっとすごくポリティカルな部分もあるようですけど。

#### 【小池副町長】

すいません、私の方で答えさせていただきます。ちょっと何とも言えないところなんですけれども、必ず県と市町村がそれぞれ課税したいっていう、重なっている他県の状況を見ますと、必ずどっちが先ということもなくでですね、やっぱりより多く県は県としてなるべく取りたいでしょうし、市町村は市町村としてなるべく配分を多くしたいというふうに思っている中で、私どもとすると基本は一番先行している〇〇県さんですね。〇〇県さんが〇〇市と〇〇市が県と市町村でかぶっているんですけども、そこは全体では200円のうち50円が県分それから〇〇市と〇〇市が150円他の市町村は200円分が一旦県に行きまして一定程度、交付金という形で戻ってくるということも聞いておりますけれども、〇〇市の場合は先ほど委員長も言われましたけれ

ども、その上の段階で 500 円っていうのを独自で設けているというところですが、500 円だった場合でも県に納める額は 50 円で一律ということになっているのでまずこの先行事例がまず一つあるということそれから最近〇〇県と〇〇市が今まさに条例審議をしている辺りなのかなと思っていますけれども、ここが 300 円ですね。300 円で県が 100 円、〇〇市が 200 円というあたりが参考になってくるので、この先行事例をもとに私どもとすれば県にご相談していく形になるのではないかなというふうに思っています。いずれにしても県の制度、県と市町村の割合をですね、県の考えを聞きながら調整することになってくるのかなと思います。それは先にうちが手を挙げたことによって、町長が 12 月の会議で説明しておりますけれども、手を挙げたことによって、県と同じペースで、県はもうこの結果の報告というのがまとまっているので、県内での検討段階に移っていますけれども、うちはその分ちょっとこの外部を立ち上げているのが遅いので遅れていますけれども、やはり県の導入時期というのはできれば同じ段階で考えていきたいということは思っていますので、そういう意味では先に独自課税を取りますということを宣言したことでこれはある意味調整をする権利を他の 4 市町村と一緒にですね得ていると思っているので、そういう意味では他の市町村みたいに取りれずに、みんな県に持ってかれて県から補助金とか交付金でもらうという形をとるというよりは、有利に進むのではないかなと先行の自治体の例を見ても市町村の方が有利な形で進んでおりますので、そのように進めていきたいなと私としては思っているところですが、回答になりますでしょうか。

#### 【委員長】

はい、ありがとうございます。ちなみに 3 月に報告書を〇〇村で作らせていただきました。それはまさに〇〇村と同じように、その考え方は、これ私の委員長としてじゃなくて一個人研究者の一個人の考えですけども、やはりその宿泊税というのは様々プラスマイナスいろいろあるわけですけども、その住民生活に特にこのオーバーツーリズムですね、いろんな影響が出ているところ、住民サービスは基本的に基礎自治体である市町村が水道であれ、ゴミであれ担っているわけですから、やはりどう考えても県より市町村の方が多くとるのが筋ではないかとそういう中でおそらく〇〇県なり、〇〇県がそういう制度になっています。それは別に政令指定都市だから多いとかそういうことはない。政令指定都市は観光の権限あるわけじゃないので、やっぱり基礎自治体と広域自治体の中で基本的には基礎自治体の方が多く、そのどこまで多くというのがまさに交渉の中で決まっていく可能性があるとかこれはあくまで一個人の意見でございますが、ただ〇〇村ではそういうのが決定しているというところでございます。他いかがでしょうか？はい。B 委員。

#### 【B 委員】

今日の会議を振り返ってみると、ちょっと終わる前にどうしても引っかかることがやっぱりちょっと 2 つほどありまして、これ二つ結構繋がってることかなと思うんですけども、1 個目がアンケートの回答率 26.9%でかなり低いと思うんですよ。例えばホテル協会ですらあアンケートをとったりすると 90%近くはアンケートが帰っ

てくるんですね。もしそれが 60 パーとか 70 パーってやっぱりちょっと 1 社 1 社声かけて回答数上げる努力っていうのはかなりした上で、アンケートが成り立ってると思うんで、その努力がちょっと足りなかったんじゃないかなという気は正直します。それがもう一つ引っかかる部分と繋がってくるんですけれども、最初にオブザーバー C さんがおっしゃった、残念だったということでその声がかかってなかったというっていうのはおそらくこの 353 件中のこの低い回答率に繋がっているんじゃないかなという気がします。先ほどオブザーバー C さんの、外資系のホテルさんの声も聞いてみたいっていう話もあったと思うんですけど、まさにそれだと思うんですねそういうもっと他のあの会社さんの意見も聞く。聞くっていう作業をしない限りは、やっぱりこの最終的にこの 353 件の施設が賛同してこの課税業務っていうのをしていかなければならないと思うんですね。そのときにやっぱりせつかくこういう会議を何かこの少人数だけで締めて進めて、これから進めていってしまおうと、進めていけば進めていくほどの 353 件の乖離が開いていっちゃうんじゃないかなっていう、余計に残念に思う方っていうのも増えていってしまふんじゃないかなと思うんですね。ここを今のうちに解決しない限りは、何かこの先実際施行して導入しました。というときにかなり揉めるんじゃないかなっていう気がしてならないので、ちょっとここで 1 回そういった事業もしたいなと思います。

**【委員長】**

ありがとうございます。まず事務局、今の話につきまして、いかがでしょうか？

**【事務局】**

はい、まさに言われること本当におっしゃる通りで、こちらとしても時間がなかったって言ってしまえばそれまでなんですけど、それだけでは済まない部分ではあるかなと思っておりますし、今後ですけれども、そういった宿泊事業者の方との説明会ですかね、そういったことも考えながら進めていきたいかなと思ってるんですが、スケジュール的なことでね、県の方がもう時期的に決まってる部分もあって、何とかそこに一緒に制定という気持ちもありまして、こういった結果になってしまっているんですけれども、宿泊事業者の方に対する説明会っていうのは今後考えていきたいと思っております。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。全く〇〇村でも同じ話がずっと出てまして、〇〇村の方が実を言うともうちょっと対応早かったんですよ。それでも出てますんで、やはり説明会っていうのも全部集めるだけじゃなくて部分的なものであってもですね、やはりできるだけいろんな場を通して、聞いていく中でやはり、結局宿泊事業者の皆さんがやらされ感だけでなっていくと、おそらく不満の中でね、仕方ないなってやっていくのでは、それは町にとってプラスになりませんので、やっぱり未来志向という言葉があるかもしれませんが、より良くしていくために情報をしっかりお互い共有し、考え方もですね、可能な限り揃えてきていかないと、せつかくのこの国際的な文化観光都市なわけですから、その名に恥じないようにですね、やっていただきたい。大変

手間というか、いろいろお忙しい中ではあるかとは思いますが、ぜひ私からもその努力といたしますか、あれをしっかりとやっていって、車の両輪じゃないですけど、結局町だけでやれるものじゃないです。特別徴収者の皆さんがいらないとできない制度ですんでご検討ください。

はい、ありがとうございます。他、よろしゅうございますでしょうか。

#### 【A委員】

今、B委員おっしゃってる本当にその通りだと思うんですけども、さっき〇〇県の話がありました。仕事の関係で〇〇県の事情をいろいろ見てんですけど、〇〇県の宿泊税に関して毎日地元の新聞にですね、あれこれ書かれてるんですよ。どう書かれているかという、例えば非課税枠については、最大会派の自民党は7,000円未満が非課税と言って、今度は〇〇市長が5,000円と言って、知事が真ん中の6,000円で裁定するとか。地元自治体の〇〇市議会などは、知事に反対の申し入れをするとか、県内で様々に報道されています。多分長野県もこれから議会が始まって、県からの発表があると〇〇新聞が書くと思うんですけど、そうやって「宿泊税」についての報道が始まらないと県内への周知が図られず、町役場の皆さんばかりに説明を求めても何の説明かわからないっていう感じになってしまうのではないかと思います。県の発表があれば、テレビでも報道されるようになり、知事なんかもテレビカメラの様々に説明されるというのを町内の人たちも目にするようになって、初めて動き出すというのが多分効率的なんじゃないかなと思います。

#### 【委員長】

いずれにしても「説明はもっと丁寧に」というのはあるかと思いますので、よく考えていただきたいですね。ありがとうございます。

はい、他いかがでしょうか。それではですね、もしですね、オブザーバーの皆さん何かあればせっかくですので、よろしいですか。それではその他の方ですね。はい、今後のスケジュールのご説明お願いいたします。

#### 【事務局】

それでは今後のスケジュールについてご説明させていただきます資料はございませんが、口頭でご説明いたします。まず宿泊税の検討会議ですが次回10月25日に第3回、そして11月に第4回を予定して意見がまとまれば会議としての報告となります。次の議題にもありますが宿泊者向けのアンケート、そして先ほどB委員からもおっしゃっていただきましたが、事業者向けの説明会を行っていかうと思っております。会議の報告を経て町において条例案を作成し、パブリックコメントを行っていく予定です。その後ですね、地方検察庁の協議、議会の条例案提出、総務省協議、周知期間などを経まして、長野県と同日の施行を考えております。以上簡単ではありますが今後のスケジュール案になっております。

#### 【委員長】

はい、というスケジュールで今後進めさせていただくことでよろしくをお願いいたします。②のアンケートの説明ですね。

【事務局】

はい、すいません資料の4をご覧くださいと思いますが、ここで観光客等住民向けのアンケートっていうのを行いたいと思っております、ちょっと宿泊事業者の皆様にご協力いただかなければいけない部分もあるんですけども、もう今考えてるのは、アンケートをこの前は宿泊業事業者の方にお問い合わせしたけどもQRコードを使ったインターネットからの回答とLINEでアンケートが取れるようになりましたので、LINEで流しますと、多分住民の方が結構いるというところで、住民の方にも答えていただければというような内容で、宿泊税のアンケートを作成しております。

こちらの方を採っていきまして、そちらの結果も見ながら検討の方に繋げていければなというふうに思っております。実施期間としては今ここに10月1日から31日とありますができれば10月の次の会議のところまでにまとめた結果が出せればというところもあるので、この期間についてはもうちょっと早める可能性があります。

10月1日からではなくて9月のこれから後半ですね、準備が整い次第であればなというふうに思っております。宿泊事業者の皆様には出来たら、あのQRコードですかね。そちらをちょっとお客様に示して、こちらからそういうアンケートがあるので、出来たらお答えくださいみたいな、お声掛けだけでもやっていただければというふうな形で思っております、アンケートの集計の数によってはあの紙ベースのものをですね、いろんなところに配って答えていただくっていうこともしなければいけないかなというふうには考えております。以上です。

【委員長】

はい。ありがとうございます観光客住民向けのアンケートということでございますが、何かご質問等ございますでしょうか。

【C委員】

11月はいつですか。

【委員長】

予定が可能であれば予定を早くということですが、あれからまだちょっと場所と調整中だそうでしたっけ。

【事務局】

すいませんちょっとまた後ですぐご連絡いたします。

【委員長】

決まり次第早急にメール等でご連絡をお願いします。

私は14日っていうふうに思ったんですが、ちょっと確認ができなかったの。いや私も14日だと思ってたんですが、違いましたか。そうですね。11月14日の午後で、正確な時間はまたお知らせします。また場所等については、またすぐご連絡差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

はい。その他何か事務局の方からございますか。  
皆さん方の方から何か最後に言い漏らした事ございましたら、よろしゅうございますか。



【B委員】

住民向けのアンケートの意味は何ですか。

【事務局】

先ほど申しましたけども、今回で軽井沢町のLINEでアンケートをお願いするつもりでいるんです。なので観光客の方にLINE登録してもらって、アンケートを答えてもらうというのが前提なんですけれども、LINEですので、今、住民の方、たくさん登録していただいている中でアンケートのお願いが流れるというところなので、そこで答えていただけるのであれば、住民の方にも答えていただこうかなという内容にさせていただきます。

【委員長】

特に3番のところが大きいところですよ。町の意図としては一緒に住民の声も一応把握しておきたいという理解なのかな。

はい、ということで日程の方については以上ということでございますそれでは事務局の方にお返ししたいと思います。

【事務局】

長時間、委員長には議事進行ありがとうございました。

また本日お集まりの委員の皆様方、それからオブザーバーでお越しの4名の皆様が大変ありがとうございました。

今日の検討会議につきましては町サイドにおきましては本当に参考になることをいただきました。今後におきましては、やはり長野県の方の動き、またそれに対しての協議っていうのがこれから本当に煮詰まっていくんではないかなというふうに感じております。

また次回が10月25日になりますのでこの段階ではいろいろまた皆様の方にお示しする事項が出てきて、また協議に移っていただくんじゃないかなというふうを考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第2回の軽井沢町宿泊税検討会議の方を閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。